

保總発第0324005号  
平成20年3月24日

各都道府県 老人医療主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

### 一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による一部負担金の減額、その支払いの免除又はその徴収猶予（以下「減免等」という。）は、同法第69条第1項各号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「規則」という。）第33条に規定するところにより行うこととされたところであるが、その具体的な取扱いは下記によることとしたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

#### 記

##### 1 一部負担金の減免等ができる場合

一部負担金の減免等ができる場合は、規則第33条第1項に規定するところであるが、同項に規定する震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと等の事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合とは、被保険者の属する世帯の世帯主が概ね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免され、又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である者（一部負担金の減免等により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。）となった場合をいうものであること。なお、世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免されている者又は要保護者である場合であって、概ね過去1年以内の間にこれらの事由のいずれかに該当した場合も同様であること。

ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

- イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。
- ウ 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。
- エ 重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと（ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）。

## 2 減免等の申請

- (1) 一部負担金の減免等の申請（以下「減免等申請」という。）は、当該減免等を受けようとする者が一部負担金減免等申請書を提出して行うものであること。この減免等申請の受理に際しては、一部負担金の減免等が、現に療養の給付を受け、又は近い将来療養の給付を受けることによって具体的に一部負担金の支払いが必要となっている者に対して行われるものであることに留意すること。
- (2) 一部負担金減免等申請書の提出を受けた広域連合は、必要に応じ、申請者に対して1のアからエまでに掲げる事由のいずれかに該当したことを明らかにできる書類の提出を求める能够のこと。

## 3 減免等の決定

- (1) 広域連合は、減免等申請の内容について審査した結果、規則第33条第1項に規定する場合に該当する者であると認めたときは、減額、免除又は徴収猶予の別、減額の場合はその額及び減免等の期間を決定し、一部負担金減免等証明書を申請者に交付すること。なお、1の特別の事情の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。
- (2) 減額、免除又は徴収猶予の別及び減額の程度は、当該減免等申請をした者の一部負担金の支払いが困難な程度を考慮のうえ決定すること。
- (3) 減免等の期間は、申請のあった日から6か月以内の期間とし、一部負担金の支払いが困難な程度を考慮のうえ決定すること。なお、同一の事由に基づく再度の減免等は認められないものであること。

## 4 保険医療機関等における取扱い

- (1) 一部負担金減免等証明書の交付を受けた者は、保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に一部負担金減免等証明書を提示するものであること。この場合、一部負担金を減額された者は減額された一部負担金を支払えば足り、一部負担金の支払いを免除された者は一部負担金の支払いを要しないものであること。また、一部負担金の徴収を猶予された者については、広域連合が、当該者に係る保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとなり、当該者は一部負担金を当該医療機関等に支払うことを要しない。

## 5 減免等の取消し

- (1) 一部負担金減免等証明書の交付を受けた者が、その後の事情の変更により規則第33条第1項に規定する場合に該当しなくなったときは、将来にわたって減免等の決定を取消し、一部負担金減免等証明書を返還させること。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為により一部負担金減免等証明書の交付を受けたことが明らかとなったときは、申請時に遡って減免等の決定を取消し、一部負担金減免等証明書を返還させるとともに、減免により支払を免れた一部負担金相当額を返納させること。

## 6 報告

各広域連合は、一部負担金の減免等の実施状況について各月ごとに翌月20日までに都道府県知事に報告するものとすること。